

行政書士やまなし

令和4年8月 第107号

撮影場所：北杜市明野町 撮影者：谷村風泰

山梨県行政書士会



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

Contents

有賀会長あいさつ	01
令和4年度定時総会および定期大会開催	02
表彰者一覧	09
日行連定時総会および日政連定期大会開催のご報告	10
小菅村との協定書調印式	15
お気に入リレー	17
太陽光発電施設に関する条例	19
改正動物愛護法と山梨県の取り組み	22
公証役場の新制度	25
被害者支援センターやまなしからのレポート	26
山梨県行政書士会事務局からのお知らせ	28
新事務局長就任あいさつ	30
新入会員のご紹介・退会会員	31
編集後記	36

表紙写真

父の日の花として定番になってきた向日葵には、力強さと包容を感じます。どんな時も変わらず大きな花を咲かせる向日葵を見ていると、元気がもらえるような気がします。日照時間日本一を誇る明野町では8月21日までサンフラワーフェスが開催されます。元気なヒマワリを見に出かけてみてはいかがでしょうか。また、11月には北杜市浅尾ダイコン祭りがあります。大根抜き体験などができますので、ご興味のある方はぜひ参加してみてください。

発刊のご挨拶

山梨県行政書士会

会長 有賀 一雄

~~~~~

盛夏の候、関係各位には、ご清祥にてお過ごしのこととお慶びを申し上げます。また平素は、山梨県行政書士会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方のご協力を賜りまして定時総会も無事に終了いたしました。本年度におきましても、新型コロナウイルスの感染がまだ収まらない状況が続いておりますので、対策を徹底して事業を遂行していくこととなります。皆様方には、今後とも継続して感染拡大防止にご留意頂けますようお願い申し上げます。

さて、こうした中、7月15日には、昨年度より準備を進めて参りました北都留郡小菅村との大規模災害時における被災者支援協定を、本会と東京都行政書士会の三者協定として締結することが出来ました。この協定は、本会が交通遮断等で支援活動に支障をきたす場合に、東京会との協働体制が即座に確立できることを特徴としており、全国的にも例がなく、県境自治体における支援の在り方を検討する上でも先駆けとなるものと自負しております。大規模災害時の支援協定につきましては、本会の社会貢献事業の一環として、本年度未協定自治体との協定締結に向け活動していくたいと考えております。

一方で、総務省から受託したマイナンバーカード代理申請事業におきましては、市町村との協働により、2日間、のべ4人の相談員で200件を超える代理申請を成し遂げるなど、大きな成果が上がって参りました。会員の皆様におかれましては、積極的に相談員に参画いただくとともに、マイナンバーカードの普及促進にご尽力いただきたく思います。

今年度は、職務上請求書の不正使用防止の観点から、倫理研修の義務化をはじめ、組織的な指導管理体制の構築、払い出し時の確認作業の厳格化などの施策が開始され、不正使用者への罰則も強化されていくことになります。また、行政の電子化・デジタル化も急速に進展していることから、ある意味、わたしたち行政書士にとりまして転機となる年度といっても過言ではないでしょう。次代へ向けて当職らが守るべきもの、また新たに求められるものは何なのかをしっかりと見定めていく必要があります。会員の皆様にも、是非とも積極的に関与していただきたくお願い申し上げます。

最後に、残炎の折柄、皆様にはご自愛専一にご精励いただくとともに、引き続き本会の運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせて頂きます。

# 令和4年度 定時総会および定期大会を開催

令和4年5月30日(月)、ベルクラシック甲府にて、令和4年度山梨県行政書士会定時総会および山梨県行政書士政治連盟定期大会が開催されました。

昨年度に続き新型コロナウイルス感染症対策に配慮された会場で、小俣孝一議長のスムーズな議事進行により短時間にて、すべての議事について原案のとおり承認されました。

本年度は、11年ぶりに多くの来賓の方々をお迎えし式典の部が開催され、3年ぶりの交流会も行われました。

式典の部では、物故会員に対する黙とう、新入会員紹介、会長挨拶の後、来賓の皆様よりご祝辞を賜り、その後、受賞者の会員の皆様へ表彰状の授与が行われました。(表彰については別ページにて紹介します。)

交流会では、短い時間ではありましたが、新型コロナウイルス感染症対策のもと、アペタイザーとソフトドリンクが提供され、皆様久しぶりの歓談の時間を楽しんでいました。(報告 広報部員 廣島 隆司)



山梨県行政書士会定時総会



山梨県行政書士政治連盟定期大会



総会会場



交流会



有賀一雄会長



長崎幸太郎知事代理 渡邊和彦副知事



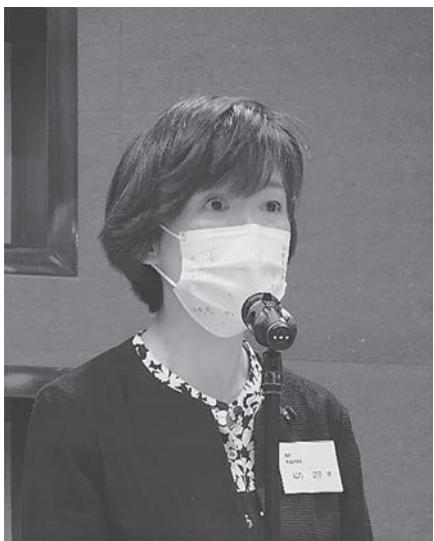
松村和人日行連副会長



杉山久美子日政連副会長



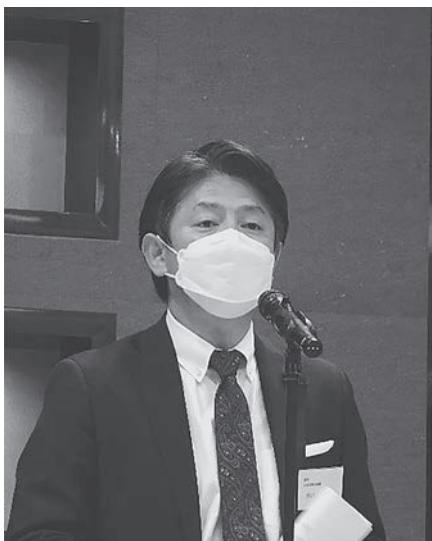
中谷真一衆議院議員  
(当会顧問)



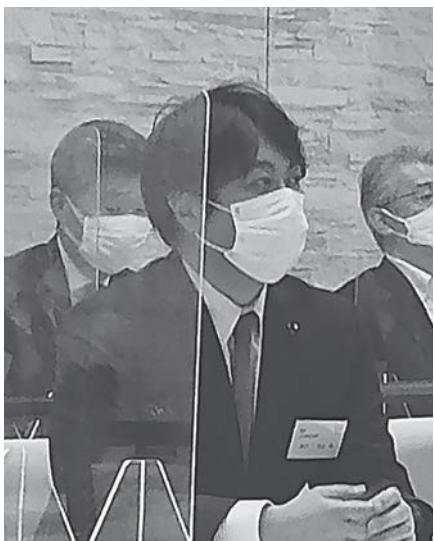
堀内詔子衆議院議員  
(当会顧問)



永井学参議院議員  
(当会顧問)



早川浩県議会議員  
(当会顧問)



渡辺淳也県議会議員  
(当会顧問)



藤原伸一郎甲府市議会議員  
(当会顧問)



古川正美関地協会長  
茨城会会長

# 式　　辞

山梨県行政書士会  
会長 有賀 一雄



本日ここに、山梨県副知事をはじめ、多くのご来賓の皆様をお迎えして、令和4年度の山梨県行政書士会定時総会、並びに山梨県行政書士政治連盟定期大会式典を挙行できますことは、誠に光栄でございます。心より厚くお礼申し上げます。

本年も年初より、新型コロナウイルス「オミクロン株」の感染が急速に拡大し、目下のところ、私たちの日常生活をはじめ、当会の会務運営に至りましても、様々な制約が継続しております。

こうした中、昨年9月に「デジタル庁」が創設され、感染拡大による経済活動の停滞を打破すべく、行政手続のデジタル化や押印を前提とした業務の見直しなどの施策が加速されており、私たち行政書士にも変革が求められております。

こうした状況のもと、当会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民に対する、月次支援金・事業復活支援金等における登録確認機関としての業務や、甲府市役所窓口における受給相談業務等を受託するなど、地域社会に密着した活動も精力的に行って参りました。

また、建設キャリアアップシステム認定アドバイザーをはじめ、山梨県外国人材企業相談センターにおけるアドバイザー業務を受託するなど、年間を通じて事業者等の支援にも積極的に取り組んできております。

このように、新しい生活方式への転換が求められる今日において、本会が目指すところは、デジタル化への対応に加え、関係諸団体との連携をより一層推進し、マイナンバーカードの普及促進や、行政手続のデジタル化推進により一層貢献して参ることにございます。

今年度も、個々の会員が確固たる職域を確保し、誇りをもって活躍できるよう、本会組織の持てる力を全て結集し、行政書士制度のもと県民を支援する体制を整えて参る所存です。

結びに、行政書士制度に対する関係各位のご理解、ご協力に、改めて厚くお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げ式辞といたします。

# 祝 辞

山梨県知事 長崎 幸太郎



本日、令和4年度の山梨県行政書士会定時総会式典が、盛大に開催されますことを心からお祝い申しあげます。

行政書士の皆様におかれましては、日頃から、県政の推進に御理解、御協力をいただきておりますことに、深く感謝申し上げます。

行政書士法が昭和26年に制定されてから70年余りが経過しましたが、時代の変化とともに、数次に渡る法改正が行われ、行政書士制度は着実に発展してきました。この間、皆様には、時代の変化や法改正に都度対応し、県民と行政を結ぶ「架け橋」として御貢献いただいたところであります。

さて、山梨県では、県政の重要テーマとして「強靭化」、「高付加価値化」、「基礎条件の充実」の「3つのK」を掲げておられます。

「強靭化」により、感染症や災害などのリスクに対して強くしなやかな社会を形成すること、「高付加価値化」により、社会の収益構造を改革して一人当たりの豊かさを高めていくこと、「基礎条件の充実」により、一人ひとりに目が届き、誰もが能力や個性を存分に發揮できる社会に変革していくこと、これらの実現に向けて、県庁を挙げて果敢にチャレンジしているところであります。

しかしながら、これらは県民の皆様との連携、パートナーシップを基盤として初めて成し遂げられるものであり、日頃から県民と県政との双方に接する機会の多い皆様の御協力が不可欠であります。行政手続のプロフェッショナルである皆様におかれましては、ぜひ、県政に御関心をお寄せいただきますとともに、県民と県行政とを強く結びつける「鍵」となっていただきますよう、一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、山梨県行政書士会のますますの御発展と、有賀会長を始め、会員皆様の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 祝　　辞

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊



この度、令和4年度の山梨県行政書士会定時総会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より、有賀会長をはじめ山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は未だ終息には至らず、引き続き多くの国民や事業者の方々が、様々な支援策を必要とする状況が続いています。

このような中、昨年10月26日、行政書士制度70周年記念式典を高円宮妃殿下ご臨席の下、三権の長、総務大臣を始め御来賓の皆様をお迎えし開催することができました。御来賓の方々からは、国や自治体のコロナ対策や自然災害の被災者支援について、行政書士が、支援を求める方々と行政との間で重要な役割を担ってきたことへの謝意が述べられました。社会における行政書士の存在意義が増していることを実感するとともに、私たち会員にとって大変励みとなりました。

私たちはこの一年も、コロナ禍における政府の各種施策に、積極的に協力してまいりました。中小企業庁による月次支援金や事業復活支援金等の各制度では、申請サポートや登録確認機関としての役割に取り組み、対応の実績を積み上げてまいりました。また、コロナ禍の影響を受けた生活衛生事業者の支援についても、各単位会のご協力をいただき、活動を継続しています。これからも積極的な支援を推進してまいります。

また、コロナ対策の有効な手段としても重要性を増している社会のデジタル化に関しては、「誰一人取り残さない」デジタル社会を実現させるために、私たち行政書士が、国民と行政をつなぐ役割をしっかりと果たしていくかなければなりません。併せて、会員全体のデジタル分野での対応力の強化も重要な課題です。日行連では、デジタル推進本部や行政書士制度調査室を中心に、デジタル社会での行政手続きにおいても行政書士による代理申請を可能とするシステム環境の整備を要望しています。今後も積極的な提言、行政書士活用の要望、また総務省から委託を受けているマイナンバーカード代理申請事業などのデジタル基盤整備に関する事業を展開してまいります。特にこのマイナンバーカード代理申請事業につきましては、マイナポイント付与対象となる9月末までが大き

な区切りとなります。山梨県行政書士会の皆様におかれましても、自治体との連携を進め、相談員を増員するなど体制を強化していただきたく存じます。一件でも多く代理申請をすることが、デジタル社会の基盤構築と行政書士制度の発展に繋がりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

今般のロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会における平和と秩序、安全を著しく脅かすものです。戦火を逃れ、来日する避難民の方々が、安心して生活できる環境づくりの手助けをすることは、国際関係業務を担う私たち行政書士の使命です。この度、在留資格に関する支援を柱に据え、避難民等在留支援事業を開始しました。4月21日にはNHKの取材を受け、ニュースとして放映されたところです。また、5月12日にウクライナ大使館を訪問し、避難民の方々の実情やニーズをお伺いしてまいりました。私たちは、適正な在留資格申請手続きに取り組むことを通じて、在留資格への理解が人権擁護に直結することを訴えてまいります。このことは、在留資格に関する業務を行政書士が担っていることを国民の皆様、行政、外国人の方々に広めることなり、ひいては在留資格関係業務を維持発展することに繋がります。各単位会と協力して支援に取り組ませていただきます。

加えて、行政書士法の改正に向けては、理事会で議決した各項目に関する実態の調査や課題の整理を行っています。多くの学識経験者の皆様のご協力をいただき、「行政書士制度に関する研究会」を立ち上げました。内部における整理検討に加え、アカデミックな視点からも、法改正を含め将来の行政書士制度を研究してまいります。また、総務省自治行政局行政課とも定期的に意見交換を重ねています。行政書士制度が、より一層充実したものとなるよう、法改正に向けた活動を推進してまいります。

一方で、行政書士制度の充実を図るために、私たち会員一人一人が資質の向上に努めなければなりません。加えて、本年度の日行連定時総会において倫理研修の受講義務化に関する措置を職案としていることを始め、職務上請求書の適正な使用に関する規則も改めました。各単位会にもご協力いただくことになりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

行政書士は、地域に密着し、国民に寄り添う街の法律家です。4月13日に首相官邸を訪問し岸田内閣総理大臣、木原内閣官房副長官と鼎談（ていだん）させていただきましたが、その際にも行政書士への期待のお言葉を頂戴しました。今後ますます、私たち行政書士の存在が強く社会から求められてくるものと確信いたしております。どうぞ皆様方におかれましては、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びとなりますが、山梨県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

# 祝　　辞

日本行政書士政治連盟  
会長 井口由美子



本日は、皆様ご出席のうえ、山梨県行政書士政治連盟定期大会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より、日本行政書士政治連盟山梨県支部として本連盟の活動にご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、この2年間、新型コロナ感染症の影響により、政治連盟としての活動も想定外の制約を受け、議員の皆様との交流も難しい状況の中、昨年10月には第49回衆議院議員総選挙が実施され、支部の皆様におかれましては、日頃から行政書士業務と本連盟の活動にご理解と御厚誼を賜っている皆様への支援を積極的に行っていただきましたことに心より感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、今回の選挙を機に、各党議員連盟並びに懇話会において、自由民主党議連会長に石田真敏衆議院議員が、公明党議員懇話会会长に赤羽一嘉衆議院議員が、そして立憲民主党議連会長には逢坂誠二衆議院議員が就任され、日本維新的会では片山虎之助参議院議員が、国民民主党では古川元久衆議院議員が引き続き会長を務められることとなりました。

これまで長年にわたり会長を務めていただきました野田毅様、石田祝稔様、赤松広隆様には、数々の法改正にご尽力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

昨年12月の臨時国会開催中にそれぞれに総会が開催され、本連盟役員も日行連役員と共に出席し、デジタル・ガバメントの推進と積極的なコロナ支援の実現に向け要望書を提出いたしました。

その折に、出席議員の皆様から、デジタル化のみならず、高齢化社会、そしてウィズコロナ時代にあって、行政と行政の支援を真に必要としている国民をどう結び付けるかが重要で、この重要な役割を担っていただいているのが行政書士の皆さんであり、そのうえで、「国民の権利利益の実現に資する」役割を果たすべく、国民に寄り添い、町の法律家としての行政書士の責務をしっかりと果たしていただきたいとのお言葉を頂戴しました。

私共もこのご期待に応えるべく、日々の業務に真摯に向き合い、議員の皆様と連携し政策の実現に向け日々精進してまいりたいと決意を新たに致しました。

2年前から社会生活に大きく影響を及ぼした新型コロナウイルスも、今こうして一堂に会しての大会が開催されるまでになったものの、未だ収束の気配はなく、ウィズコロナの生活に移行しつつあります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻は連日激しさを増し、多くの人命が失われている現実に心が痛みます。

今日、日行連では行政書士を活用いただくよう、積極的に関係省庁へ働きかけを行い、昨年より持続化給付金申請代行を行い、現在はウクライナからの難民受け入れに関する在留許可申請の支援に着手し、まさに行政と国民との架け橋として活動しておられます。本連盟としても行政書士業務の安定的確保と拡大に向け日行連と連携して活動を続けて参ります。

今年の7月には、参議院通常選挙が行われます。これまで、行政書士業務に深いご理解とご支援をいただいた議員の皆様の御恩に報いるためにも、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、山梨県行政書士政治連盟益々のご発展と会員の皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、お祝いのご挨拶と致します。

| 表 彰            | 氏 名 (敬称略) | 受賞年月日     | 備 考       |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 日本行政書士会連合会会長表彰 | 眞 田 公 子   | 令和4年6月16日 | 第3条第四号    |
|                | 菅 沼 和 也   |           | 第3条第四号    |
|                | 岡 伸       |           | 第3条第六号    |
|                | 両 角 英 裕   |           | 第5条       |
| 日本行政書士政治連盟会長表彰 | 由 井 三 男   | 令和4年5月30日 | 第3条2項     |
|                | 村 松 百 年   |           | 第3条2項     |
|                | 井 上 吉 秋   |           | 第3条2項     |
|                | 望 月 尊 德   |           | 第3条2項     |
| 関東地方協議会会長表彰    | 丹 澤 正 輝   | 令和4年5月30日 | 第3条第2号    |
|                | 野 澤 洋 子   |           | 第3条第2号    |
|                | 山 岸 啓     |           | 第3条第2号    |
| 山梨県行政書士会会长表彰   | 鈴 木 德 明   | 令和4年5月30日 | 第2条二項     |
|                | 權 正 政 彦   |           | 第2条二項     |
|                | 加々美 一 雄   |           | 第2条二項     |
|                | 廣 瀬 良 太   |           | 第2条二項     |
|                | 堀 内 加奈子   |           | 第8条第1項第二号 |



# 日行連定期総会および日政連定期大会開催のご報告

(報告 副会長 山岸 啓)

令和4年6月16日(木)に日本行政書士会連合会定時総会、17日(金)に日本行政書士政治連盟定期大会が、ホテルニューオータニ鶴の間において開催されました。

まだ梅雨の期間中でしたが両日ともに天候に恵まれ晴天となりました。

16日は定時総会開催前の午前11時から同じ会場において総務大臣と連合会会長の表彰式が予定されていたため、午前10時前にはJR四谷駅から会場へ向けて上智大学の脇にある道を歩くことになるのですが、駅周辺のアスファルトからの照り返しが強く、その暑さは木陰の道へ入ってからも変わらないまま会場に到着したころには額の汗を拭うほどでした。

開式予定時間に30分以上の余裕を持って首都高から眺めることしかなかった建物に入り、奥に進んだ所の受付で検温、アルコール消毒、そしてQRコードによって出席を確認され会場に入りました。



ホテルニューオータニ鶴の間



常住豊日行連会長



有賀デジタル推進本部長



表彰状授与式

表彰状授与式は滞りなく執り行われ、昼休憩のあと 13 時から定時総会が始まりました。

下記の議案に対して事前に 55 通の質問書が寄せられ、それに対する回答は文章にまとめられて配布されました。それぞれの議案に対して質問書を送った代議委員からの再質問で発言が始まり、それに回答する形式で審議は進みました。

デジタル推進、マイナンバーカード、倫理研修、コスモスへの寄付金などに関する質問が目立った印象でした。審議はとてもスムーズに執り行われたことで 16 時前にはすべての議案が承認され、予定より早い時間で総会を終了することができました。

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告

第 2 号議案 令和 3 年度決算報告

第 3 号議案 日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則（案）

第 4 号議案 令和 4 年度事業計画（案）

第 5 号議案 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

第 6 号議案 令和 4 年度予算（案）について

17 日の日本行政書士政治連盟定期大会の開始予定時間は 9 時 30 分からでした。

登校する大学生に紛れるように会場へと向かいますが、前日にも増して暑さが厳しいようでした。

前日と同じく時間に余裕をもって会場に入り、検温、アルコール消毒、QRコードによる出席確認を経て、定時総会とは違うところに指定された座席に着席し、開始を待ちました。



井口由美子日政連会長



定期大会会場

議案に対して7通の質問が寄せられていましたが、回答は総会とは違って文章によるものではなく直接答弁され、その後、質問者からの再質問、再答弁と進みました。

職域確保、他土業との関係性、事務局職員などに関する質問などでしたが、今後の政治連盟の活動に期待を寄せたものであるように感じられました。

定期大会の審議についてもスムーズに執り行われ、終了予定時間の前にはすべての議案が承認され終了することができました。

第1号議案 令和3年度運動経過報告について

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 鹿児島県支部に関する時限的規則（案）について

第4号議案 令和4年度事業計画（案）

第5号議案 令和4年度収支予算（案）について



会場となったホテルニューオータニ

## 「日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則」について

日本行政書士会連合会（日行連）では昨年より重要課題として、倫理研修の義務化及び職務上請求書の適正使用の徹底に向けた議論と取り組みを重ねています。今年度の日行連定時総会で承認可決された「日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則」では倫理研修の義務化を定めており、総務大臣の認可の日から施行されます。

今後、義務研修となる日行連による全国統一の倫理研修の実施や、日行連と単位会の連携による職務上請求書の適正使用・管理の徹底に関して、具体的な指針等が示されていく予定です。当会会員の皆様におかれましては、倫理研修の実施及び受講、職務上請求書の適正管理に関する取り組みに、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

（副会長 羽田 淳一）

## 日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則

### 【改正の理由①（第 62 条の 2 関係）】

国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を義務として定めることにより、会員全体の意識を高め、国民からの信頼の一層の向上と行政書士法の目的達成に寄与することとすべく、改正を提案するもの。

### 【改正の理由②（第 79 条の 2 関係）】

日本行政書士会連合会における総会について、構成員等が集合して開催する形態が基本であるが、大規模災害や感染症の拡大など、集合しての開催が困難な場合に備え、オンラインによる開催・実施ができるよう、その根拠規定を会則に置くために改正するもの。

日本行政書士会連合会会則（昭和 46 年 11 月 5 日自治大臣認可）の一部を次のように改正する。

第 62 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 行政書士は、本会が行う行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修を受講しなければならない。

第 62 条の 3 第 1 項に次の号を加える。

三 行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修

第 79 条の 2 第 1 項中「会長は」を「会長（会則第 17 条第 2 項の総会を招集することができる者を含む。）は」に改める。

第 79 条の 2 第 1 項中「困難な場合は、」の次に「総会、」を加える。

### 附 則

この会則は、認可の日から施行する。

## 日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則

### 新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (行政書士の研修)<br>第 62 条の 2<br>1 ~ 2 <略><br><u>3 行政書士は、本会が行う行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修を受講しなければならない。</u>                                                                                                                                                                          | (行政書士の研修)<br>第 62 条の 2<br>1 ~ 2 <略><br><u>(新設)</u>                                                                                                                                                                                         |
| (研修事業)<br>第 62 条の 3<br>一~二 <略><br><u>三 行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修</u>                                                                                                                                                                                                       | (研修事業)<br>第 62 条の 3<br>一~二 <略><br><u>(新設)</u>                                                                                                                                                                                              |
| 2 <略><br>一~三 <略><br>3 <略>                                                                                                                                                                                                                                                       | 2 <略><br>一~三 <略><br>3 <略>                                                                                                                                                                                                                  |
| (オンライン会議システムの使用)<br>第 79 条の 2 <u>会長（会則第 17 条第 2 項の総会を招集することができる者を含む。）は、特別な理由により現に会議場に参集して会議を開催することが困難な場合は、総会、理事会、常任理事会、正副会長会及び会長会を、オンライン会議システム（電気通信回線を利用した映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる仕組みをいう。以下本条において同じ。）を使用する方法（構成員の一部がオンライン会議システムを使用する場合を含む。次項において同じ。）により開催することができる。</u> | (オンライン会議システムの使用)<br>第 79 条の 2 <u>会長は、特別な理由により現に会議場に参集して会議を開催することが困難な場合は、理事会、常任理事会、正副会長会及び会長会を、オンライン会議システム（電気通信回線を利用した映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる仕組みをいう。以下本条において同じ。）を使用する方法（構成員の一部がオンライン会議システムを使用する場合を含む。次項において同じ。）により開催することができる。</u> |

# 小菅村との大規模災害時被災者支援協定の締結について

専務理事・総務部長 磯村洋之

本年7月15日、小菅村役場において小菅村、本会及び東京都行政書士会（東京会）の三者により小菅村を対象とした大規模災害時における被災者支援に関する協定が村長及び両行政書士会会长により調印され締結された。

総務省自治行政局行政課に本会の顧問である堀内詔子代議士が照会したところによれば、市町村とその市町村が所在する都道府県の行政書士会との間で大規模災害時支援協定を締結するにあたって、隣接する都道府県の行政書士会も協定当事者としてこれに加わり、行政書士会が都道府県境を跨いで支援を可能にした例は、ほかに承知していないことである。

小菅村の地理上の位置あるいは生活圏域の特性を勘案し、都県境を跨ぎ東京会の支援も得られる仕組みとしたことは、本会及び東京会が常に行政サービスを受ける側の住民の立場に立って協働するフロントランナーであることを全国に誇ってもよい先進例・好事例であると考えられる。

## 1 支援業務実施の前提

小菅村が大きな災害に見舞われ、村に災害対策本部が設置され、かつ、災害救助法が適用されたときを「大規模災害時」と定義付け、このようなこととなったときに村が本会に支援を求めることができる。

## 2 支援業務の例示

支援業務の代表例としては

- ・村役場に対しては  
　　罹災証明書の申請書受理・証明書交付の支援  
　　被災者向け相談の支援
- ・被災者村民に対しては  
　　罹災証明書の作成・申請代行　が挙げられる。

これらの業務について、村や被災者が費用負担することなく、両行政書士会により派遣された行政書士が担う。その行政書士の費用などは、所属行政書士会が負担する。

## 3 支援業務の手順

その仕組みの流れは、まず、村が本会に協力を要請する。すると、本会は、東京会に村から要請があったことを通知するとともに、協力体制が確立し整ったことを村に通知する。この時、山梨会が、交通遮断・業務量過大などにより東京会の協力が不可欠となった際は、東京会に協働を要請する。東京会は、協働体制を確立し山梨会に通知し支援を実施する。

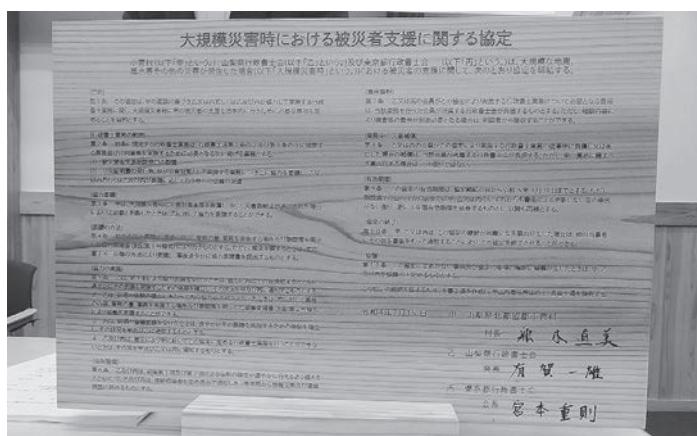
## 4 参考

大規模災害時協定について、本会は、山梨県及び県内（27市町村中）15市町村と締結済みであった。この度の小菅村との締結後において未締結の自治体は次のとおりである。今後、これら市町村との協定締結を急ぎ、県内全市町村との締結を目指したい。

- ・中西部地域 中央市、市川三郷町、早川町、身延町
- ・東部富士五湖地域 上野原市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、丹波山村



左から東京会 宮本重則会長 小菅村 舟木直美村長 山梨会 有賀一雄会長 堀内詔子衆議院議員



小菅村内で制作（刻字）されたサワラの木製の協定書



あいさつをする小菅村舟木直美村長

# 私の お気に入りレー



Ready Steady Go!!



2回目は、法規監察部員からの投稿です。



Location 1

「道の駅なんぶ」山梨と静岡の味が楽しめます（山梨県南部町）

峠西南支部 鹿野成美

中部横断自動車道が開通し、2018年7月、南部IC出口に「道の駅なんぶ」がオープンしました。



町内で採れた新鮮な農産物だけでなく、静岡からのフルーツや干物、ちょっと変わった限定ツナ缶など、おもしろい土産物が並んでいます。食堂ではマグロ丼や焼津鮯節ラーメンなどのほか、特産の南部茶を使った茶そばや茶めし、抹茶モンブランやパフェなどのスイーツも充実しています。かなり苦めの抹茶ソフトクリームがお薦めです。キッズルームやドッグランも併設されているので、ご家族連れ、ペット連れの方にも楽しんでいただけます。

南部ICは新直轄方式による無料区間にあるため、乗り降り自由で気軽に立ち寄りいただけます。この夏はぜひ、自然豊富な南部町へお出かけ下さい。



Pass the baton



Location 2

富士吉田市のカオスな世界（山梨県富士吉田市）

東部・富士五湖支部 磯村洋之

私が生まれ育ち、今もここで生活している愛する街、富士吉田。その中心部を南北に走る国道139号、地元では本通りとか本町通りと呼んでいるが、富士急行線富士山駅近くにこの道路を跨いでかかる大きな鳥居、「金鳥居」がある。この鳥居から上方（南方）の富士山寄りが神聖な区域であり、この鳥居から下（北方）が人間が刹那に暮らす俗界とされている。



その俗界の中でも特にカオスさが強く残る場所が「西裏」界隈である。私の家は、西裏に比較的近く、高校生になると西裏にある「NOW」とか「西海岸」といったジャズ喫茶にも背伸びして同級生たちと通った。ここはガチャマンが造ったエリア。機織りは、富士吉田の地場産業。往復運動する織機がガチャンと1回動くごとに1万（マン）円の金となったという例えのある戦後昭和期が、朽ちかけながらも現物保存されている。昼間はおかあちゃんに機を織らせ、自分はうどんを作る程度しか働かないおっちゃんたちが、夜になるとガチャマンの金を手に出没した店々が密集したカオスな街なのである。ここは、富士吉田のコージーコーナー。あなたも一度「愛人」の看板を探しにカオスな世界にいらしてみてはいかがか。



**Pass the baton**



**Location 3**

## 行列のできる焼き菓子店「日々」(山梨県山梨市)

峡東支部 宿 澤 真由美

スイーツ大好きな私のお気に入りは、山梨市役所近くのサンロード向かいにある「焼き菓子 日々」です。

窓の外から買う形式で、営業は毎週土日のみです。11時の開店前から行列ができます。遠くから買いに来る人も多いようです。売り切れ次第閉店で、12時前に閉店してしまうこともあります。そのため10時45分には並ぶことをお勧めします。行列の理由は

何と言っても安くて美味しいことです。シフォンケーキ(1カット)は150円、その他焼き菓子は200円です。



シフォンケーキは季節によって種類が変わりますが、毎回6種類を販売しています。シフォンケーキの人気No.1はプレーン(私調べのため正確ではありません)、我が家の人気No.1はクランベリーヨーグルトです。私としてはココアも捨てがたいです。

8月は残念ながら夏休みです。9月になったら再開しますので、ぜひ一度味わってみてください。

**Pass the baton**



**Location 4**

## 歴史と風習に触れることが出来る「大蔵経寺山と御室山」(笛吹市石和町)

峡東支部 高 石 晃 仁

山梨百名山の一つで、石和温泉駅の北側に見える山が大蔵経寺山(標高715.6m)です。大蔵経寺山の東側中腹にある山神宮社は、私の子供が通う保育園のお散歩コースであり、地元の方に親しまれ「お天狗さん」と呼ばれています。麓の里宮から、イノシシ除けのフェンスを通り、ぶどう園がある道を行くと、だんだんと険しい道となり、手を使わないと登れない箇所もある道を30分くらい行くと山神宮があります。地元の子供達は、ひょいひょいと登っていき、保育園の3歳の子供も抱っこされずに登り切るのですから、逞しいなあと感心します。また、2月21日午前0時からは例大祭が行われます。



山神宮から山頂までは、60分くらいのコースです。一方、大蔵経寺山の西側登山道、山梨岡神社の背後ある山が御室山です。

山梨岡神社は、古来より神のいる場所として信仰されている御室山を神体として現在の県名の発祥の神社とも言われています。

藤の花が綺麗で、春の例大祭では、お神楽が行われています。

その他、大蔵経寺山には、物部神社があり、その周辺には、古墳や逆地蔵尊など、歴史、風習に触れながら、季節を感じられる場所が多くあるので、ハイキングやお散歩に行ってみてはいかがでしょうか。



# 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例について

山梨県 環境・エネルギー部  
環境・エネルギー政策課

## 【条例制定の経緯等】

太陽光発電は、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーとして期待されており、平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進みました。

一方で、県土の約8割を森林が占める本県では、森林伐採に伴う土砂災害等の発生が危惧されるほか、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化しました。

こうした中、本県では平成27年に太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定し、事業者への指導を行っていましたが、地域住民の理解が得られないまま太陽光発電施設が設置されるなど、ガイドラインによる事業者指導への限界が明らかになりました。

また、他県において、太陽光発電施設を原因とする災害が発生する中で、1万件以上の稼働済み太陽光発電施設を有する本県においては、施設の維持管理に対する地域住民の不安や懸念の解消が急務となりました。

こうした状況から、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理を図るため、令和3年7月13日に「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました（令和3年10月1日一部施行、令和4年1月1日全面施行）。

## 【条例の一部改正】

条例制定後、他県において発電出力10kW未満の小規模な施設をめぐり、地域住民とトラブルになった事例が発生しました。

このため、発電出力によらず、全ての施設に規制対象を拡大することとしました（令和4年3月8日改正、令和4年4月1日施行）。

## 【条例の主な内容】

本条例の主な内容は、次のとおりです。

### (1) 対象施設

太陽光発電施設（建築基準法に基づく建築物に設置されるものを除く。）（以下「野立ての太陽光発電施設」という。）

### (2) 基本理念

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならないと規定しております。

### (3) 設置規制区域の設定

次の①～③を設置規制区域として定め、野立ての太陽光発電施設の新規設置を原則禁止することとした。

ただし、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮などに万全な対策が講じられた施設に限り、許可できるものとし、許可の判断に当たり市町村長の意見を尊重することとしています。

なお、設置規制区域外に野立ての太陽光発電施設を設置する場合は、届出が必要となります。

① 森林の伐採を伴う区域

地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等

② 土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

③ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

④ 事業者による施設の維持管理の徹底

稼働中を含む全施設を対象として、維持管理計画の作成と公表を義務付けています。

維持管理については、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように常時安全かつ良好な状態が維持されていることや、土砂災害等が発生するおそれがある場合の対策、施設が損壊した場合の施設の復旧や周辺地域で環境の保全上の支障が生じた場合の除去について必要な措置を講じることとしております。

⑤ 実効性の確保

条例の実効性を確保するため、指導や助言、施設への立入検査、勧告、事業者名の公表等の措置を行うことを規定しました。

また、条例に違反した事業者を公表した場合は、国にFIT認定の取消しを求めるとしております。

## 【条例の適切な運用に向けて】

カーボンニュートラルの実現には、再生可能エネルギーの普及が大変重要となります。

県民に一番身近な再生可能エネルギーである太陽光発電が、本条例の基本理念である「地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるもの」となるよう、市町村や関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

### ◎「既存施設の届出書」の提出について

条例施行日（令和3年10月1日）前に設置した既存施設についても、設置規制区域内外を問わず、全ての野立ての太陽光発電施設について届出書の提出が必要となります。

**提出期限**

発電出力10kW以上 令和4年6月30日まで

（提出がお済みでない事業者様は、ご提出をお願いします。）

発電出力10kW未満 令和4年9月30日まで

詳しくは山梨県ホームページ「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」について（[https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/jorei/jorei\\_seitei.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/jorei/jorei_seitei.html)）をご覧ください。

# 太陽光発電設備等共同購入事業について

野立ての太陽光発電施設に対する規制を強化した一方で、住宅などの屋根置き太陽光発電設備については、県内全世帯の年間消費電力量を上回るポテンシャルがあります。

このため、太陽光発電設備等の共同購入を希望する県民を募り、入札による一括発注を行うことによってスケールメリットを働きかせ、太陽光発電設備等設置時の初期費用の低減を図る「太陽光発電設備等共同購入事業」を実施し、導入の拡大を図ることとしました。

本事業は、希望者が多くなるほど設置費用が安くなる仕組みです。

県民及び事業者の皆様には積極的に登録をしていただき、この機会に是非、太陽光発電設備の設置を進めていただきたいと思います。

詳しくは特設サイト「みんなのおうちに太陽光 (<https://group-buy.jp/solar/yamanashi/home>)」をご覧ください。

山梨県  
Yamanashi Prefecture

山梨県からのお知らせ

みんなの  
おうちに  
太陽光

[対象] 住宅用・事業用  
10kW未満

## 太陽光パネル

## 蓄電池

# みんなでおトクに購入しませんか?

グループパワーで、かしこくチョイス。未来へつなぐおトクな一歩。

電気代節約はもちろん、災害時の停電対策にも！是非この機会をお見逃しなく。

**購入プランは3パターン 割引率は他自治体の実績(令和3年度)**

### 1 太陽光パネル

発電した電気を自家消費  
電気代を節約！

### 2 太陽光パネル + 蓄電池 (ハイブリッド型)

昼間発電した電気を  
夜間に使って、災害対策にも！

### 3 蓄電池 (ハイブリッド型/車載型)

太陽光パネル既設  
Solt FITにオススメ！

他自治体令和3年度の実績では市場価格から約**17.4%～23.4%**の割引が実施されました！

1. 2. グループHEMS、エコメニュー、V2H等を通じてオプション購入可能で、  
HEMS (Home Energy Management System)、実証で最もコストパフォーマンスの高いものとの位置づけられ、エコメニュー、ヒートポンプ方式による電気の活用と油を使わずに高効率  
運転が可能。V2H (Vehicle-to-Household)、EV充電器、EV充電器と連携してEV充電料金を削減する機能など、4. V2H+EVの組合せで選択できる太陽光システム(斜面)7種類のうち2つを最もに選んであります。  
太陽光パネルの設置費用によって割引率が変動します。

全国有数の日照時間を持つ本県では、優良な再生可能エネルギーである太陽光の活用を推進しています。

多くの市民の皆様に本事業に積極的に参画していただき、地球温暖化防止、災害対策に資する太陽光発電設備、蓄電池等の設置を進めて参りましょう。

山梨県 知事 長崎 幸太郎

山梨県 キャラクター 江田義丸

無料の参加登録をすると、ご自宅に導入した場合の見積もりが確認できます。

参考募集期間

5.11▶8.31  
2022.スタート

参加登録しても太陽光パネルや蓄電池の導入義務はありません。

山梨 みんなのおうちに太陽光

検索

参加登録・詳しい情報は専用WEBサイトからご確認を

<https://www.group-buy.jp/solar/yamanashi/home>

いますぐ登録

山梨県  
Yamanashi Prefecture

山梨県からのお知らせ

みんなの  
おうちに  
太陽光

## 太陽光パネル・蓄電池を共同購入で買うメリット

グループパワーで  
ベストチョイスを

みんなで  
まとめて  
買うから  
おトク

確かな実績の  
販売施工事業者  
による安心施工

登録・購入・  
施工までしっかり  
安心サポート

### 暮らしに節約と災害に安心! 太陽光・蓄電池のメリット

- 昼間発電した電気は  
リアルタイムで使用可能!
- 電代代替約7割ながら、  
売電収入で購入費用を回収できます。
- 停電時、自宅用蓄電池に  
切り替ると停電用コンセントから  
1,500W相当の電気製品が使えます。

※商品により変動するため実際の元手は異なります。

● 昼間発電した電気を蓄電池に  
貯めて夜間も使用可能!

● 蓄電池は、断電を切替で  
始めた電気を使えます。

例) 04:00~06:00は風力が弱い場合、  
テレビや洗濯の電気、扇風機などの  
負担(約135W)を約12時間、連続使用可能。

お住まいの市町村等の助成金を利用できる場合があります。詳しくは専用 WEB で

**登録から購入までの流れ**

1 無料の参加登録  
5月11日から  
専用WEBサイトから  
登録・販売・納品のこと  
わかる範囲で入り

2 参加登録は無料!  
登録したら待つだけ  
事務局が確かな品質の  
太陽光パネル・蓄電池を  
最もお得に提供できる  
販売施工事業者を  
入れて選びます。

3 見積りを確認  
7月下旬から  
太陽光パネル・蓄電池が  
いくらで買えるのか  
見積りを確認

オンライン説明会開催

購入の判断  
8月31日まで

まずは  
無料登録!

一かんたん手続き

参加登録・詳しい情報は専用 WEB サイトからご確認を

山梨 みんなのおうちに太陽光

検索

いますぐ登録

<https://www.group-buy.jp/solar/yamanashi/home>

お申込み後  
山梨 みんなのおうちに太陽光事務局  
本事業は山梨県とアイチュー(株)が協定を締結して実施しています。

0120-728-300 10:00~18:00(土・祝日を除く)

# 改正動物愛護管理法と山梨県の取り組みについて

山梨県 福祉保健部

衛生薬務課課長補佐 杉本繁信氏

多岐にわたる行政書士業務の中には動物に関わるものがあります。例えば、動物取扱業の登録申請の業務や「大切なペットのために財産を残したい」という相談などです。

コロナ禍でペットブームが起きた裏側で動物愛護法違反の摘発件数が過去最多となり、今年の3月には動物愛護法違反（虐待）の罪に問われた繁殖業者の初公判が行われました。一方、昔と比べて野良犬・野良猫を見ることが減少し、保護猫カフェ（保護された野良猫や捨て猫とふれあうことが出来る喫茶店）が山梨県でも賑わっているそうです。

このように動物と人の関わり方や国民感情、法律が時代とともに変化し新たな悩みや問題が出てきたときに、それに合わせて行政書士の業務の在り方も変化していくことが考えられます。加えて、動物に対する感情が個々人により大きく異なること、対象が命ある生き物であることが、この分野の業務の大きな特徴の一つではないでしょうか。

今回は山梨県福祉保健部衛生薬務課ご担当者様に、法改正及び山梨県が取り組んでいる「人と動物の共生社会推進プロジェクト」について教えて頂きました。

## 1. 犬や猫へのマイクロチップの装着について

### (1) 概要

令和元年6月19日、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が公布され、令和2年6月1日から段階的に施行し、本年6月1日に全部施行されたことから、ペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務化されました。

マイクロチップは、専用の注射器で犬や猫の皮下に挿入される直径約2ミリメートル、長さ約9ミリメートルの円筒形の小さな集積回路です。

15桁の個体識別番号が記録されており、専用の機器（マイクロチップリーダー）で番号を読み取り、環境省のデータベースに照合することで、所有者を判別します。

マイクロチップの装着は、動物病院等で獣医師が行うこととされており、一度装着すると首輪や名札のように外れ落ちる心配がありません。

### (2) 登録の手続き

マイクロチップ装着後の犬や猫の所有者は、環境省のデータベースに氏名や住所等の情報を登録する必要があります。

具体的には、環境大臣が指定した登録機関である公益財団法人日本獣医師会に、マイクロチップの装着時に発行された「マイクロチップ装着証明書」と登録手数料を添えて申請することになります。

登録手数料は、1回の登録で数百円から千円程度かかりますが、詳しくは日本獣医師会のホー

ムページ等で御確認ください。

登録が完了すると登録証明書が発行され、所有者が変わる際の手続に必要となりますので、紛失や棄損しないよう大切に保管してください。

### (3) 譲渡や死亡した場合の留意点

マイクロチップ装着後の犬や猫を譲り受けた場合は、新たな所有者の氏名や住所等の情報を環境省のデータベースに変更登録する必要があります。

具体的には、前述の指定登録機関（日本獣医師会）に、旧所有者の「登録証明書」と登録手数料を添えて申請することになります。

変更登録が完了すると新しい登録証明書が発行されますので、大事に保管してください。

なお、古い登録証明書は無効となりますので、必要に応じて破棄していただいて構いません。

また、マイクロチップ装着後の犬や猫が死亡した場合は、指定登録機関（日本獣医師会）に登録証明書を添えて死亡の届出を行う必要があります。この場合、手数料はかかりません。

### (4) ペットショップ等以外の犬や猫の取り扱い

改正法施行前から飼われている犬や猫又は改正法施行前からマイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合は、マイクロチップの装着義務がありません。

一方、東日本大震災や熊本地震では、飼い主とはぐれた犬や猫が放浪し咬傷事故や糞尿等による環境悪化を引き起こす事例が多く見受けられました。

逸走や旅行先で迷子になった犬や猫が飼い主の元に戻る確立も高まることも踏まえ、マイクロチップの積極的な装着をお願いします。

## 2. 県の取り組み

県では、人と動物が共生する社会の実現を目指し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への支援や子猫のミルクボランティア事業等を行い、殺処分数の減少に取り組んでいます。

こうした取り組みにより、10年前は千匹を超える犬や猫を殺処分していましたが、令和元年度は224匹、令和2年度は96匹、令和3年度は60匹と着実に減少させて参りました。

一方、殺処分数の約9割が子猫であることから、猫の無秩序な繁殖を抑制するとともに、収容された子猫の譲渡を促進する取り組みが求められます。

のことから、本年度は、飼い主の有無を問わず、猫の不妊・去勢に向けた補助金を大幅に拡充し、全ての市町村と連携しながら、猫の無秩序な繁殖を抑制する取り組みを推進しております。

また、子猫のミルクボランティアに支給するミルクやペットシート等の物品を充実させ、ボランティアの更なる確保を図り、収容された子猫の譲渡を促進しております。

更に、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、財源の確保を図るとともに、県内外の企業等へ本県の取り組みを周知しているところであります。

加えて、山梨県動物愛護指導センターにおいて、犬や猫の飼い方教室や動物愛護教室等これまで実施してきた取り組みの内容を充実させ、動物愛護意識の向上を図って参ります。



今後は、マイクロチップの装着の普及に加え、不妊・去勢後の飼い主のいない猫を地域で見守る地域猫活動の普及啓発に取り組み、人と動物の共生社会を推進して参ります。

## <本県の主な取り組み>

### ① 猫の不妊・去勢手術費補助金

猫の無秩序な繁殖を抑制するため、市町村が実施する猫の不妊・去勢手術を行った飼い主やボランティア等への助成制度に対し、1匹あたり不妊1万5千円、去勢1万円を上限として補助金を交付します。

更に、飼い主のいない猫については、一時保護に相当の時間や労力を要することから、1匹あたり1千円を加算します。

### ② 子猫のミルクボランティア事業

山梨県動物愛護指導センターに収容された子猫の譲渡を促進するため、飼育が難しい離乳前の子猫の世話をするボランティアを募集し、飼育に必要なミルクやペットシーツ等の物品を支援します。

#### 山梨県子猫のミルクボランティアの募集

<https://www.pref.yamanashi.jp/doubutsu/milkvolunteer.html>

2019年改正！

全65条→全99条

### 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

#### 改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ

#### 動物取扱業のさらなる適正化 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

#### 主な改正内容

##### 1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

##### 2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

##### 3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
  - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ  
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円  
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

##### 4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

##### 5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

##### 6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

環境省自然環境局「改正動物愛護管理法の概要」P2 転載

(広報部 部員 吉川 秀香)

# 令和4年からの新制度

甲府公証役場  
公証人 藤井 理



日頃より、行政書士の先生方には甲府公証役場をご利用いただき大変感謝しております。

今回は、令和4年1月1日から開始いたしました公証役場の新制度につき紹介させていただきます。

第一に、定款認証の手数料の改正が行われました。

従前、株式会社の定款認証の手数料として、一律5万円をいただいておりました。

しかし、令和4年1月1日から、株式会社の定款に記載・記録された資本金の額（資本金の額の記載・記録がない場合は、定款に記載・記録された設立に際して出資される財産の価額）により、定款認証の手数料が異なることになりました。

資本金の額が100万円未満の場合は手数料が3万円、資本金の額が100万円以上300万円未満の場合は手数料が4万円へと、改正により手数料が値下げとなりました。ただ、それ以外の場合（資本金の額が300万円以上の場合）は、従前どおりの5万円の手数料をいただいております。

ここでお気をつけいただきたいのは、「設立に際して出資される財産の最低額を100万円とする。」等、定款に記載されている金額が設立に際して出資される財産の「最低額」である場合です。この場合は、その最低額以上の金額となる可能性があるため、100万円未満にも、300円未満にも該当しないため、「それ以外の場合」に該当するとして、5万円の手数料をいただくことになります。

また、社団法人と財団法人の定款認証手数料は、従前どおり5万円をいただいております。

第二に、定款認証に係わる各種書類の一部につき押印が廃止されました。

主な書類としては、実質的支配者となるべき者の申告書と同一情報の提供（謄本）の申請書です。これらの書類は、電子定款の場合には、嘱託人である行政書士の先生方と公証人が公証役場で直接面談したり、テレビ電話を介して面談することにより、その真正が確認できるということから押印が不要となりました。また、紙の定款の場合も同様に、実質的支配者の申告書と同一情報の提供（謄本）の申請書への押印が不要となりました。

この場合もお気をつけいただきたいのは、定款作成代理人に対する発起人等委任者からの委任状につきましては、委任者の実印の押印が必要ですし、印鑑登録証明書の添付も必要ということです。また、嘱託人以外の方が公証役場に来られる認証代理（いわゆる復代理）の委任状につきましても、嘱託人の押印又は電子署名が従前どおり必要です。

第三に、公正証書の正本・謄本の交付請求が郵送ができるようになりました。また、執行文付との申立につきましても郵送ができるようになりました。ただ、この場合は、請求者の実印の押印と印鑑登録証明書の添付などが必要となります。

公証役場は、今後も時代に即した制度の改善を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

レポート

# 被害者支援センター「やまなし」

私たち行政書士は日々暮らしの中の様々な相談を受ける窓口としても機能している。今回ご紹介する「被害者支援センター「やまなし」」も暮らしの中で直面する秘密にしたい被害、本人でさえ自覚していない被害、事件性のある被害など幅広く相談を受ける窓口として重要な役割を果たす。

今回は全国に展開している被害者支援センターの中で甲府市にある山梨県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人被害者支援センター「やまなし」」でお話を伺った。

公安委員会指定とあるように、相談内容によっては警察と連携して解決に当たることができるのが特徴だ。また、一般のNPOでは被害者に付き添って行動するということが難しいが、ここではそれが可能だ。勇気を出して相談しても、それ以上の行動に移すのは被害者にとっては難しい。相談員が事情を知ったうえで、同行してくれるのはどんなに心強いだろう。

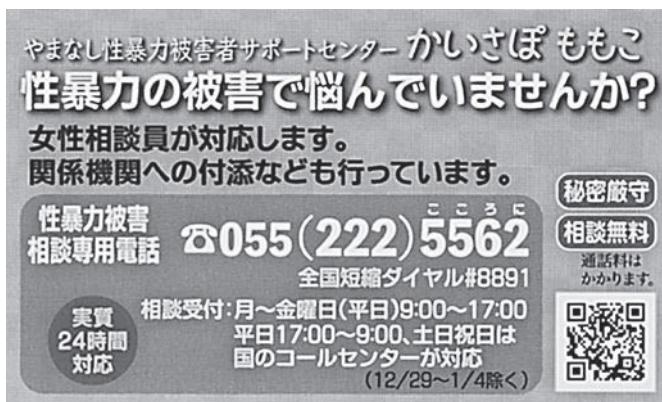
相談の内容は約6割が女性の受ける性暴力。被害は事件性のあるものだけでなく、家庭内やデート中にも起こりうる。本人は被害には該当しないのでは、自分が我慢すればいいこと、と悩むことが多い。10年以上相談員をしている佐々木由紀さん（支援統括コーディネーター）は性暴力を受けた方だけでなく、交通事故で大切な人を亡くした方、事件によって被害者になった方、様々な方からの相談を受けてきた。相談を受けるうえで最も気を付けていることは『相手の気持ちを尊重すること』だと。被害と向き合っていく過程で、被害者本人が決断して行動を起こしたことを探めてあげたいと話す。

「被害者支援センター「やまなし」」では、相談員



後列左：関本相談員、後列右：松澤相談員  
前列左：佐々木支援統括コーディネーター  
前列右：赤池専務理事

の育成にも力を入れている。現在活動しているボランティアの相談員は13名程度。相談の電話に対応できるようになるまでには、講座を受講し、ロールプレイや、専門的なカウンセリング技術を学ぶなどを経てやっと相談者と向き合うことができる。相談内容によっては、自らのメンタルケアも必要な場合もあるという。しかし、やりがいを感じることも多いのだそうだ。私も「女性行政書士による女性のための無料相談会」に携わり、DVやモラルハラスメントなどの相談を受けたことがある。自分だけでは、力になれない部分が多く専門の相談員の力が必要だと感じた。民間のNPO団体で女性のサポートを行っている団体もあるが、警察との連携といった強みのある団体を今回知ることができ、大変心強いと感じている。最後に写真撮影に応じてくれた事務局の皆様の柔らかい笑顔が印象的だった。



性暴力の被害にあわれた方からの相談を受け、支援機関と連携して産婦人科医療、カウンセリング、法律相談、警察への付き添い等、総合的なサポートを行います。

**相談**  
電話・面接・メールによる相談を受け付けます。女性の相談員が対応します。

**カウンセリング**  
臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができます。

**産婦人科 医療**  
産婦人科病院等で緊急避妊や性感染症検査等を受けることができます。

**法律相談**  
弁護士に告訴・賠償請求手続き等について相談することができます。

**支援のコーディネート**  
被害にあわれた方の気持ちを大切にして、支援機関との連絡調整など総合的にサポートします。

※この他、必要に応じて児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等と連携した支援を行います。

◆医療費等公費負担◆  
産婦人科医療・カウンセリング・法律相談について公費負担を行うことができます。(条件・上限等があります。)

「かいさぼ ももこ」とは、性暴力の被害にあわれた方の支援を行うための相談窓口です。  
相談者の方に寄り添った支援を行いますので、安心してご相談ください。

性暴力の被害者向けの相談窓口『かいさぼ ももこ』の具体的な支援内容

(広報部長 丹澤 ますみ)

## 山梨県行政書士会事務局からのお知らせ

コロナ禍にあっても会務の執行を滞りなく行うため、ウェブシステムを使用する会議が増えました。このような状況の中、以下のような通知が発出されました。

### ○ウェブ会議システムを利用した会議等に関する運用および解釈について

(令和3年12月27日会長通知)

会務の執行に際して、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。以下同じ。）を利用した会議又は会合を可能とするため、既存の関係法規が整備されるまでの間、関係する既存規定について次のように運用及び解釈を行う。

第1条 山梨県行政書士会における部長会支部長会、監査会、綱紀委員会、選挙管理委員会、特別委員会、部会及び会長が招集するこの他の会議又は会合（総会及び理事会を除く。以下総称して「会議等」という。）において、ウェブ会議システムの利用を次条以下により可能とする。

第2条 会議等の招集権者は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して会議等を開くことができる。

- (1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等やむを得ない事由により会議等を開会する場所への出席者の参集が困難と認める場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議等を開会する場所への参集が困難な出席予定者からウェブ会議システムの利用の求めがある場合

第3条 ウェブ会議システムの利用は、集合会議の方法と併用することができる。

第4条 ウェブ会議システムによる出席は、既存規定に定められた出席と同様とする。

第5条 ウェブ会議システムを利用した場合の採決の方法は、会議等の主宰者（議長などの会議等を整理し進行を司る者をいう。以下同じ。）が当該会議等に諮って定める。

第6条 ウェブ会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

第7条 ウェブ会議システムによる出席者は、会議等の招集権者又は主宰者の許可がない限り会議等を録音・録画すること及び出席者以外に視聴させることはできない。

第8条 この運用及び解釈に定めるものほかウェブ会議システムの利用方法については、会議等の招集権者又は主宰者が定める。

第9条 ウェブ会議システムにより出席した会員に対して、費用弁償として山梨県行政書士会旅費規程に規定する旅費のうち日当を支給する。

2 前項の日当の支給方法は、金融機関の口座に振込む方法とする。この場合、振込手数料を必要とするときは、日当の額からこれを控除した額を振込むこととする。ただし、出席予定者は、会議等の日から2週間以内に事務局において受領する方法を希望することができる。

3 ウェブ会議システムにより出席を予定する者は、あらかじめ会議等の招集権者又は主宰者にその旨通知するとともに、別記様式によるウェブ会議日当振込先口座届出書を会長に

- 提出しなければならない。
- 4 会議等の招集権者又は主宰者は、会議等の開会前に事務局長に次のことを通知しなければならない。また、出席者に変更があった場合は、閉会後直ちにその旨を同様に通知しなければならない。
- (1) 出席予定者及びその内ウェブ会議システムを利用して出席する予定の者の氏名
- (2) 事務局において受領する方法を希望する者がある場合は、その者の氏名
- 5 事務局において受領する方法を希望した者が2週間を超えて受領しない場合は、第2項に規定する金融機関の口座に振込む方法により支給する。

ウェブ会議日当振込先口座届出書は、速やかにご提出をお願いします。通知文および届出書様式は山梨県行政書士会ホームページの「事務局からのお知らせ」からダウンロードできます。

## 事務局のご利用上の注意

### 行政書士会館 来館者用駐車場について 短時間用駐車場の場所が変わりました。

この度、行政書士会館玄関前駐車場の使用契約を貸主の都合により解約することとし、新たに行政書士会館南側の「**山口商店第2駐車場**」の4台分を借受ける契約をしました。

今後は、物品購入等で短時間使用する駐車場として「山口商店第2駐車場」の「山梨県行政書士会」の名札が掲げられている**14番、16番、17番、20番**の駐車区画を御利用ください。

玄関前駐車場に駐車することのないよう厳に注意してください。

なお、会議、研修会出席の用務の際は、引き続き小林ビル前駐車場（14台分）及び同ビル東駐車場（3台分）を、駐車票をフロントガラス内に掲出し御利用ください。

### 事務局の新体制について 矢野氏が新事務局長に就任しました。

6月30日付けで豊田聰氏が事務局長を辞職し、翌7月1日付けで矢野智紅氏が新事務局長に就任しました。

これにより、次の事務局体制となりました。

#### 新事務局体制

事務局長 矢野智紅  
事務局職員 青柳弥生  
事務局職員 萩原尚子

なお、職員の働き方改革が求められる折柄、事務局の執務時間を次のとおりとしますので御協力  
方お願いします。

特に、昼休み時間の完全休務の実行に御配慮ください。

事務局執務時間

平日 **午前 9 時～正午**

**午後 1 時～午後 5 時**

この内、証紙、物品等の購入など現金が必要な用務は

**午前 9 時 30 分～正午**

**午前 1 時～午後 4 時 30 分**

また、証明事務については、役員の決済を必要とするため即日交付が困難ですので余裕をもって  
御来局ください。

## 新事務局長就任あいさつ

事務局長 矢野智紅



7月1日より事務局長職を仰せつかりました矢野智紅です。甲府市出身で、  
大学時代神奈川に出ていた以外は甲府市国母から離れたことはありません。  
大学卒業後、県教委文化課で恩師でもある俳人・廣瀬直人の下で県立文学館  
の構想推進から建設推進、準備室、開館に至るまで携わりました。その後、  
子育て、玩具売り場のパート、土地家屋調査士会の事務、不動産業での経理・  
広告作成を経て県総務部私学文書課（現行政経営管理課）印刷室で8年過  
ごした後、2年前山梨県行政書士会事務局にお世話になりました。今までの  
経験を活かしつつ、青柳さんと萩原さんという優秀な二人の協力を得て、  
新たな事務局を作っていくたいと思っております。役員の先生方、会員の先生  
方のご指導の下頑張っていきますので、よろしくお願い申し上げます。



### Q. 趣味、特技は？現在活動をされている場合はその様子を教えてください。

書道です。大学時代は半紙から2尺×8尺まで書いていましたが、文化課時代「お前の勉強のため」と「かいじ国体」の知事・教育長挨拶の折状、芸術祭の賞状などを書かされました。その洗礼を受けたので、一通りのものは全て書けます。なかでも行管課時代に秘書課より大村智先生の「名誉県民称号記」を託されたことは自慢できる思い出です。趙孟頫が好きなので、法帖を細々と書いています。

### Q. 有名人に会えるとしたら、誰に会ってみたいですか。それはなぜですか。

会ってみたいのは芥川龍之介です。10歳で一目惚れしてから推し歴は50年、卒論にも取り上げました。ご長男の比呂志氏の声に丸味を加えた様な声という、ちょっと鼻にかかったと思われる声を聞いてみたいからです。

# 新入会員のご紹介

New Face

令和4年6月30日現在  
会員数377名 法人会員4団体



## 佐野 琢

甲府南支部

令和4年1月1日入会

- ▶事務所：中巨摩郡昭和町  
清水新居385-2
- ▶TEL：055-225-4682

好きな食べ物・飲物：鳥料理

焼き良し、揚げ良し、煮物良し。豚より牛、牛より鳥と年齢とともに好みも変わってきましたが、どうやら鳥が最終着地点となりそうです。

好きな音楽・アーティスト：歌謡曲全般

昭和の古き良き時代の象徴で、私の親世代がど真ん中ですが、どこか心懐かしい音律と、現代アーティストには無い歌唱力が私の心を震わせます。

好きな映画・本：燃えよ剣～BARAGAKI～

幕末好き、新撰組好き、岡田准一好きな私には3拍子揃った名作です。特に副長、土方歳三の武士道は行政書士試験の学習でモチ

ベーション維持に繋がるほどでした。

好きな動物：鳥

食べると美味しいからです。

趣味：史跡を巡る旅行

その土地土地にまつわる歴史に触れ、その時代を現地で胸に刻み、肌で感じ、夜は地鶏と地酒で酔い潰れ、仕舞いにや妻に叱られる……、これぞ旅の醍醐味と考えます。

座右の銘・好きな言葉：福は糾える縄の如し

幸せも不幸も、縄のように交互に訪れる意味からも、「今は辛くてもきっと良いことがある」と己を励まし、逆に「今は幸せでも永遠には続かない」と己を戒めます。自分の人生にも共感できる点が多分にあり、好きな言葉です。

コメント

会社設立、記帳代行、相続関連などに興味があります。税理士補助業務の経験が長いので、財務・会計面からも、たくさんの方のお役に立てるよう研鑽努めて参ります。



## 萩原祐基

甲府南支部

令和4年2月1日入会

- ▶事務所：甲府市城東2丁目17-13
- ▶TEL：055-222-8080

好きな食べ物・飲物：牛丼、桃の天然水

昔から好きだったからです。

好きな音楽・アーティスト：TK

高校時代に好きになったので。

好きな映画・本：スピード2

学生時代に観て気に入ったので。

好きな動物：とくには無いのですが、昔飼っていたので犬でしょうか。

趣味：読書

特にビジネス書を読みます。

コメント

クライアントのコロナ関連の助成金、給付金申請にお役に立てればと考えております。



## 清水 豊

甲府南支部

令和4年2月1日入会

- ▶事務所：甲府市上町261-2
- ▶TEL：055-241-5625

好きな食べ物・飲物：海鮮

山梨に生まれ育っているので、海辺で食べる海鮮には目がないです。

好きな音楽・アーティスト：BLACKPINK、ITZY、(G)-IDOL  
K-popいいですね。

好きな映画・本：ストレンジャーザンパラダイス

音楽と映像で、アメリカを感じることができます。

好きな動物：犬

イタグレを飼っていました。一昨年、旅立ちましたが、また飼いたいですね。

趣味：ドラマ鑑賞

主にNETFLIXで高評価のものを見ています。

座右の銘・好きな言葉：努力は人を裏切らない

努力の先に成功は必ずあると思います。

コメント

申請取次関係に興味があります。

実務経験はありませんが、一生懸命勉強させていただき、一步づつ確実に積み重ねていきたいと思います。



## 市村 慎吾

甲府南支部

令和4年3月1日入会

- ▶事務所：甲府市上今井町  
2462番地5
- ▶TEL：055-241-6327

**好きな食べ物・飲物：**麺類全般

大の麺好きで、休日は県内のラーメン店、うどん店等の食べ歩きをしています。

**好きな音楽・アーティスト：**洋楽・テクノポップ

歌詞の意味わからずも聞き流しができるから。

**好きな映画・本：**アクション・ハードボイルド

「トップガン・マーベリック」3回見ました。トムクルーズに負けまいとモチベーションを上げています。本はジャンルを問わず、何でも読みます。

**好きな動物：**犬

自宅で柴犬（黒柴雄）を飼っています。妻と娘には懐いているのですが、何故か私には懐かない？

**趣味：**絵画鑑賞・バイク

芸術的な本物の絵画を鑑賞すると、心が和みます。バイクに乗るとストレス解消になります。簡単な整備は自分でやっています。

**座右の銘・好きな言葉：**「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」

武田信玄公の名言で、業務・人事管理に生かしています。

コメント

警察のOBです。現在、警備会社に勤務しており、副業として自動車関係の仕事をさせてもらっています。ゆくゆくは、多方面の仕事も覚えてゆきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



## 箭本一雄

甲府南支部

令和4年4月2日入会

- ▶事務所：中巨摩郡昭和町  
築地新居56-1
- ▶TEL：055-287-6011

**好きな食べ物・飲物：**ブラックサンダー、ブラックコーヒー  
夕方疲れた時の、この2つのコラボは最強です。

**好きな音楽・アーティスト：**ONE OK ROCK、L'Arc~en~Ciel

L'Arc~en~Cielは、学生の時にライブに行っていました。ONE OK ROCKは、家族みんなで好きです。

**好きな映画・本：**キングダム

日本や中国の戦国系の歴史が好きで、今はキングダムにはまっています。私の影響で、小学生の息子が日本の戦国時代にはまり、自分より詳しくなりました。

**好きな動物：**全ての動物、特に犬（柴犬）

昔から柴犬を飼うのが夢でした。（夢は叶いました）

**趣味：**ソフトテニス、スノーボード

学生時代から現在まで続けているスポーツです。今は子ども達の指導がメインで、自分の競技能力は衰えました。

**座右の銘・好きな言葉：**「迷ったらGO！」

立ち止まった時に自分の中で進むことを選択しています。やらない後悔をしたくないので！

コメント

20代の頃から行政書士の業務に触れさせていただく機会をいただきました。今の自分があるのは、業務を通じてお会いした方々や行政書士の先生達のおかげだと感謝しています。初心を忘れず、後世の人達のためにも行政書士の道を歩んでいきたいと思います。



## 望月 真弓

峠東支部

令和4年4月2日入会

- ▶事務所：甲州市塩山上於曽  
421番地5
- ▶TEL：0553-33-2471

**好きな食べ物・飲物：**自家製スムージー

朝食の締めに飲むと、1日元気に過ごせる気がします。

**好きな音楽・アーティスト：**カーペンターズ

カレンの歌声とリチャードのアレンジに心が落ち着きます。

**好きな映画・本：**HUNTER×HUNTER

仲間を信じ、困難を乗り越えていく強さに惹かれます。

**好きな動物：**カピバラ、白いもふもふした犬

見ているだけで癒されるから。犬は事務所にいます。とにかくかわいいです。

**趣味：**料理、楽器演奏

元々食べることは大好きで、今は土日の夜の食事担当なので（平日は夫が担当）、チャチャっと作れる体に良いおいしい料理を作ること。楽器はエレクトーンにピアノ（子供が習っていたので）とフォークギター（学生時代）と身近でしたが、最近は弾けていないので再開したいのと、ドラムに挑戦したいです。

**座右の銘・好きな言葉：**七転び八起き

たとえ転んだとしても、何かを掴んで立ち上がる気持ちが大事だと思っています。

コメント

司法書士として業務をこなすうちに、農地の関係の業務をこなせれば、よりお客様に喜んでもらえると思うようになりました。これからご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。



## ■ 金子勝人

甲府北支部  
令和4年5月1日入会

▶事務所：甲斐市富竹新田  
1157番地8  
▶TEL：090-3431-4521

好きな食べ物・飲物：家族のために自分で作る弁当  
結婚以来 25年間の日課です。

好きな音楽・アーティスト：GreeeeN

元気出ます。1人でお酒を飲みながら聴くと  
翌朝目が腫れるので注意します。

好きな映画・本：映画「普通の人々」

普通の家族の中で、普通に苦しんでいる人が  
いる。普通って何？何回観ても泣けます。

好きな動物：ねこ

甘える時も、そっけない時も、全てマイペース。

趣味：キャンプ

30年前から、林の中にブルーシート張った  
りして、勝手に楽しんでいます。

座右の銘・好きな言葉：「男というもののつらいもの、顔で笑って腹で  
泣く」

そういうことができたらカッコいいんですけ  
どね。

コメント

障がい福祉施設運営サポートがしたいです。38年の会社  
員生活の中で、ITエンジニアとして、社内の業務改革に  
携わって来たので、デジタル化のお手伝いが出来たらと思  
います。簿記とFP2級の知識も活かしたいです。



## ■ 北山 渓

甲府南支部  
令和4年5月1日入会

▶事務所：甲府市和戸町353-21  
▶TEL：055-270-0161

好きな食べ物・飲物：ナポリタン、コーヒー

作り方や淹れ方に人それぞれの強いこだわり  
があるのが面白いです。

好きな音楽・アーティスト：THE ALFEE

フォークからEDMまで何でもあり、全てに  
おいて唯一無二なところが好きです。

好きな映画・本：夏目漱石『こゝろ』

読むたびに違う解釈や感想が出てきてつい  
い何度も読んでしまいます。

好きな動物：猫

自由気ままなところが愛くるしいです。

趣味：料理

電子レンジでの調理に凝っています。

座右の銘・好きな言葉：幸せ不幸せは心の持ちよう

その域まではたどり着いていませんが、そう  
思えば大抵のことはどうにかなる気がしてい  
ます。

コメント

現在教育業界で仕事をしており、兼業として始めました。  
分からぬことだらけで六分の不安と四分的好奇心とに動  
かされる毎日ですが、業務を難なくこなせるよう、日々精  
進していきたいと思います。



## ■ 丸山麻衣子

甲府南支部  
令和4年5月15日入会

▶事務所：甲府市国母  
8丁目31番8号  
▶TEL：090-8188-5156

好きな食べ物・飲物：豚キムチ炒め

作るのが簡単なのに栄養価も高く美味しいか  
ら。

好きな音楽・アーティスト：MISIA

MISIA 好きの友人に誘われてライブに行き、  
歌の上手さに感動したから。

好きな映画・本：フォレストガンプ

主人公の真面目さ素直が好きで、ただ目の  
前の事を一生懸命やっている内に色々な人との  
出会いを介して人生が作られていく様子が  
観ていて面白かったし、感動した。

好きな動物：パンダ（子供）

動きがたまらなく可愛い

趣味：料理

食べることに貪欲だから

座右の銘・好きな言葉：努力は人を裏切らない

努力しつづけていればいつかは目的が達成出  
来ると思うし仮に達成できなかったとしても  
努力するプロセスの中で得る物は絶対にある  
と思っているから

コメント

現在、宅建士として働きながら行政書士としてもお仕事し  
ていこうとしております。行政書士会に登録しないとお仕  
事は出来ないので先行して登録はしたものの何をどのように  
にしていけば良いかが正直分からず迷走しております。業  
務的には相続、遺産分割協議書、後見人等をやっていきた  
いと思っておりますのでご指導いただけますようお願い申  
し上げます。



## 保延和正

甲府北支部  
令和4年6月1日入会

- ▶事務所：甲府市羽黒町600-9  
▶TEL：055-253-8168

好きな食べ物・飲物：ラーメン

県内のラーメン屋を食べ歩きしていますが、やはり明星チャルメラ・ラーメン（しょうゆ味）が一番美味しいです。

好きな音楽・アーティスト：クラシック。特に、ニュルンベルクのマイスターインガーの第一幕。  
気が滅入ったとき時に聞くと、心が高ぶるから。

好きな映画・本：司馬遼太郎の小説  
幕末時代を描く歴史史観は勉強になります。

好きな動物：犬（シェルティ）

以前、飼っていたから。とても賢い犬で、また、人を見るとひたすら吠えまくって番犬中の番犬でした。たまに、ご主人（私）を咬みましたが（笑）。

趣味：バイクでのツーリング

気晴らしに最高です。

座右の銘・好きな言葉：前へ

カメのように一步ずつ前に進みたいから。

コメン  
ト

平成2年度に本試験に合格してから、何十年も経過し、如何せん知識が古いで、再勉強の最中です。また、行政経験、特に用地業務を長く経験した知見を活かしながら、丁寧な仕事を心がけていきたいと思います。



## 高山めぐ

嶺西南支部  
令和4年6月1日入会

- ▶事務所：西八代郡市川三郷町  
市川大門866番地1  
▶TEL：070-8901-7665

好きな食べ物・飲物：パン、ビール

焼きたてパンが大好きです。ビールは最近呑めるようになって大好物になりました。

好きな音楽・アーティスト：ミッセル・ガン・エレファン  
洋楽からクラシック、メタルなどジャンルを問わず色々聴きます。

好きな映画・本：映画は「ジュラシックパーク」、本は「夜の国のクーパー」

映画は色々なジャンルを観ます。「夜の国のクーパー」は猫が主役の物語で猫好きにはたまりません。伊坂幸太郎さんの本が好きです。

好きな動物：動物全般

ミヌエットという品種のハチワレ猫と暮らしています。猫のおかげで日々幸せです。

趣味：読書、ゲーム、筋トレ

本は小さい頃から大好きでした。筋トレは少しずつ習慣づけています。

座右の銘・好きな言葉：人生は短いから、不幸になってる暇なんてない。  
アメリカの絵本画家・園芸家であるターシャ・テューダーの言葉です。些細なことに気を取られて落ち込みやすかったり、取り越し苦労をしがちだった私を変えてくれた大切な言葉です。

コメン  
ト

現在のところ特に専門に拘らず幅広く様々な業務に携わり、経験を積んでいきたいと考えております。  
これから知識と経験を積み、頼れる行政書士になれるよう、日々精進してまいりますのでよろしくお願ひいたします。



## 山口祐樹

東部・富士五湖支部  
令和4年6月1日入会

- ▶事務所：都留市田原  
四丁目3番5号  
▶TEL：0554-43-2571

好きな食べ物・飲物：鶏卵

アミノ酸スコア100で手軽にたんぱく質を摂取できるから。昨年1年間で1000個以上食べました。

好きな音楽・アーティスト：宇多田ヒカル

歌声が心地よく何度も聴きたくなります。

好きな映画・本：X-MEN

とにかく特殊能力が面白い、ただそれだけです。

好きな動物：動物の赤ちゃん

赤ちゃんはみんな可愛いから癒されます。

趣味：筋トレ

日々の積み重ねが目に見える形で結果に表れるため、達成感があります。

座右の銘・好きな言葉：相思相愛

高校生の頃からこの熟語が好きでした。

コメン  
ト

不動産会社に勤めながら、行政書士として活動しています。  
不動産業に関わりのある農地転用・開発許可遺言・相続辺りを主たる業務にしていきたいと考えています。



## ■ 宮田 正之

甲府南支部  
令和4年6月1日入会

- ▶事務所：中央市布施2459番地  
▶TEL：055-225-6267

好きな食べ物・飲物：果物

山梨県はフルーツ王国だから。お酒は飲めません。

好きな音楽・アーティスト：演歌

心が落ち着きます。

好きな映画・本：推理小説

真実発見の過程がおもしろい。

好きな動物：なし

趣味：音楽鑑賞

心が落ち着きます。

座右の銘・好きな言葉：初心忘れるべからず  
まだまだ未熟者だからです。

コメント

遺言・相続を通じて地域の皆様のお役にたてればよいと考えています。



## ■ 志村 学

東部・富士五湖支部  
令和4年6月1日入会

- ▶事務所：大月市梁川町  
塩瀬982番地  
▶TEL：090-3476-6639

好きな食べ物・飲物：コーヒー、ビール

仕事中はコーヒーでリフレッシュ、仕事後のビールは格別に美味しい。

好きな音楽・アーティスト：AOR

車の中で聴くのが好きです。

好きな映画・本：本：北方謙三の小説

ハードボイルドものがいいですね。

好きな動物：特になし

趣味：自動車

生活の一部になっています。

座右の銘・好きな言葉：ありがとう  
感謝の気持ちを忘れずに！

コメント

自動車関係の仕事を長くやってきました。これからは仕事も自動車と関わりのあることをやっていきたいと思っています

## 退会会員（令和3年12月から） お疲れ様でした。

### ■ 野口博文様（甲府北支部）

令和3年12月13日付退会

### ■ 小野次郎様（甲府北支部）

令和3年12月23日付退会

### ■ 相澤晃様（峠東支部）

令和4年1月24日付退会

### ■ 仲田雅彦様（甲府南支部）

令和4年3月31日付退会

### ■ 山田嘉基様（東部・富士五湖支部）

令和4年4月10日付退会

### ■ 石田敦様（東部・富士五湖支部）

令和4年4月18日付退会



## 編集後記



7月某日、文字通りのうだるような暑さの中、この編集後記を書いています。今年は梅雨の期間が短く、降水量も少なかったための水不足と原子力発電所の停止などの理由での電力不足を心配する声が多く聞かれます。暑さを凌ぐエアコンとコロナ対策の換気を促され、その上、節電を求められる悩ましい季節です。

今回は本誌が発刊されるまでの流れ（丹澤流）を少し皆様にも知っていただきたいと思います。

まず、発刊の3か月前に編集会議が招集され、記事のアイディア出しから作業をはじめ、記事の追加、削除、アイディアの練り直しなどを経て記事全体のバランスをとっていきます。3月号と8月号の2冊を1年内に発刊しているので、もちろん恒例行事の報告や、入会者、退会者の紹介など決まった記事もありますが、時事的な話題についての記事、そして、会員からの情報を発信できる記事も盛り込むようにしています。



次に記事の準備に入ります。記事を寄稿していただく方々に依頼書を送り、原稿を待ちます。原稿が届いたら体裁を整え、印刷会社へ校正原稿の依頼をします。レイアウトなど、印刷を請け負っていただいている平和プリントのご担当者の方が詳しいので、お任せすることも。ご担当者の方々にはいつも感謝しております。原稿の校正を3、4回繰り返し微調整します。ここまでには、かなり細かい部分も確認しています。例えば、表彰者が賞状を持っている手が見切れている写真はXになり、賞の掲載順は検討され、また部長たちからのあいさつ文は、組織図に登場する部の順に並べるなど。

最終校正が出来上がるといよいよ印刷の依頼。2週間ほどで、刷り上がってきます。じっくりながめる間もなく発送作業。今年の8月号は何日に皆様のお手元に届くでしょうか。

最後に、意外に一番苦労するのは表紙写真。実はもう一枚候補がありましたので、掲載させていただきます。涼やかな滝のお写真でとても素敵ですね。写真が趣味という方、ぜひお写真の提供をお待ちしております。（切実）

### 山梨県行政書士会会報 第107号

|     |                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日 | 令和4年8月10日                                                                    |
| 発行所 | <b>山梨県行政書士会</b>                                                              |
| 〒   | 400-0031 甲府市丸の内三丁目27番5号<br>山梨県行政書士会館<br>TEL 055-237-2601<br>FAX 055-235-6837 |
| 発行者 | 有賀一雄                                                                         |
| 編集者 | 丹澤ますみ                                                                        |
| 印刷所 | (有)平和プリント社<br>TEL 055-224-3315                                               |

# マイナンバーカード申請

## 行政書士に お任せください!!

住民票の写し、  
印鑑証明等を  
コンビニで  
取得できる！

※市区町村によって  
サービスが異なります。

行政手続きが  
オンラインで  
できる！

本人確認書類  
になる！

マイナンバーカードの

# 使い方 いろいふ

## Point!

マイナポイントも  
もらえる！

健康保険証  
として  
使える！

特にこのような方々を  
支援します！

“病気や障害があって  
役所に行けない”

“年をとって何かと  
おっくうになってしまった”

相談会、代理申請などを行っております。

まずはお近くの  
行政書士会（裏面）へ  
お問い合わせください！

- QRコード付き  
交付申請書
- 個人番号通知書  
(または、通知カード)
- 本人確認書類  
をご用意ください!!



日本行政書士会連合会

WEB申込  
おすすめ!

行政書士事務所の経営安定をバックアップする

日本行政書士会連合会

# 行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は依頼者を保護するために、職務上の責任について業務賠償責任保険に加入するように努めなければならない。\*」

\*日本行政書士会連合会「行政書士倫理」第2章第24条(賠償保険)より

## お申込方法

申込みは  
インターネットで 簡単 6ステップ

### お手続きの流れ

※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております)  
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。

全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>



お申込み期間  
インターネット申込締切：毎月末日  
※2023年8月1日加入は、2023年7月20日締切となります。  
郵便払込票申込締切：毎月20日(祝休日の場合は前営業日)  
どちらのお申込みも、翌月1日補償開始です。

#### STEP①

お申込みサイトへアクセス  
全行団サイトorQRコードからアクセスしてください。

#### STEP②

新規／更新の選択  
新規／新規契約をご選択ください。  
更新／更新契約を選択後、被保険者番号および行政書士登録番号をご入力ください。  
(前年度の契約情報を引き込みます。)

#### STEP③

プラン選択・お客様情報の入力  
ご希望のプランを選択いただき、お客様情報をご入力ください。

#### STEP④

メールアドレス認証  
ご登録メールアドレスに届いた4桁のパスワードをご入力ください。

#### STEP⑤

決済方法の選択  
Pay-easy決済またはコンビニ決済を選択して、お申込みを完了してください。

#### STEP⑥

保険料の振込  
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内いたします。内容をご確認いただき、支払期日までに保険料をお振込みください。

〈取扱代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階  
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623  
E-mail:shop@zengyodan.co.jp  
URL:<http://www.zengyodan.co.jp>

〈引受保険会社〉

[幹事会社]

東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4  
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154  
[非幹事会社]

損害保険ジャパン株式会社